参考資料 2



新型コロナウイルス感染症に係る臨時の医療施設への看護師 等の労働者派遣について

臨時の医療施設への看護師等の労働者派遣について

制度の現状

- 医療機関への看護師等の労働者派遣については、原則禁止。
- 令和3年4月1日から、へき地の医療機関に限り、看護師等の労働者派遣が可能となっている。
- これにより、へき地にある臨時の医療施設への看護師等の労働者派遣は可能。他方、へき地以外の地域にある臨時の医療施設については、看護師等の労働者派遣が禁止となっている。

今後の対応案

- オミクロン株による感染が現在全国で例を見ない速度で拡大し、患者数が急増しており、医療提供体制の確保を図るため、看護師等の人材確保の推進を図る必要がある。こうした中で、全国知事会からは、臨時の医療施設への労働者派遣について特例的な対応を要望されている。
- 新型コロナウイルス感染症の急速な患者の増加に対応するための人材確保の選択肢の一つとして、新型コロナウイルス感染症対応に係るものに限定した上で、令和4年度末までに限り、へき地以外の地域にある臨時の医療施設への看護師等の労働者派遣を可能とする。(派遣法施行規則の改正) (※ 通常の医療機関への労働者派遣は引き続き禁止)
- へき地以外の地域にある臨時の医療施設への看護師等の労働者派遣に当たっては、事前研修の実施を求めることとする。また、 直接雇用している医師、看護師等との相互の意思疎通が十分になされるよう、必要な措置の実施を求めることとする。

参考(1)

参照条文

- ◎ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- 第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。
 - ー・二 (略)
 - 三 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項各号に掲げる業務<u>その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣</u>(次節並びに第二十三条第二項、第四項及び第五項において単に「労働者派遣」という。)<u>により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務とし</u>て政令で定める業務
- 2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。
- ◎ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)

(法第四条第一項第三号の政令で定める業務)

- 第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務に係る労働者派遣が法第四十条の 二第一項第四号又は第五号に該当する場合、第一号及び第三号に掲げる業務、<u>第四号に掲げる業務</u>(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)<u>第</u> 五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律 (昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の二第一項に規定する業務<u>に限る。</u>)並びに第七号に掲げる業務<u>に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある場合</u> 並びに第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者 を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所(へき地にあるものを除く。)である場合を除く。)とする。
- 一 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十七条に規定する医業(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条 第二項に規定する<u>診療所(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条</u>及び第四条第一項第十九号<u>において「病院等」という。</u>)、同法第二条第一項に規 定する助産所(以下この条及び同号において「助産所」という。)、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施 設(以下この条及び同号において「介護老人保健施設」という。)、同条第二十九項に規定する介護医療院(以下この条及び同号において「介護医療院」と いう。)又は医療を受ける者の居宅(以下この条及び同号において「居宅」という。)において行われるものに限る。)

二・三 (略)

四 <u>保健師助産師看護師法第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務</u> (他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定 にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、<u>病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるもの</u> (介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。) <u>に限る。</u>) 五~八 (略)

2 (略)

◎新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)

(臨時の医療施設等)

第三十一条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県 行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(第四項において「医療施設」という。)であって都道府県知事が臨時に開設す るもの(以下この条、次条及び第四十九条において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

2~7 (略)

参考②

「全国的な感染急拡大を受けた緊急提言」(令和4年1月12日全国知事会)

- 3. 保健・医療体制の強化について
- (1)保健・医療人材の確保

感染拡大の防止には、早期検査、早期治療や積極的疫学調査の徹底など保健所機能を維持することが重要である。感染者や濃厚接触者の増加に伴い、健康観察、検体採取など保健所の負担が増加していることから、国としても、感染が急速に拡大している地域に対し、保健師の派遣を積極的に行うなど、保健所業務の負担軽減に配慮するとともに、自治体が必要な人員を確保するための財源を措置すること。

また、病床の確保だけではなく病床を稼働させる人材の確保も重要である。病床ひっ迫に際しては、<u>宿泊療養施設の拡大、臨時医療施設や</u>酸素ステーションの設置など医療人材の確保が困難になることから、広域的な対応を図ること。

なお、更なる感染拡大時に、国が要請する医療人材の派遣等に当たっては、地域医療に影響を及ぼすことのないよう現場に配慮すること。 さらには、医療従事者を派遣することに伴い休床・休棟が生じる医療機関へ休床補償を行うための経費を新型コロナウイルス感染症緊急包 括支援交付金の対象とするとともに、宿泊療養施設や臨時医療施設等における勤務については、ワクチン接種と同様に労働者派遣や被扶養 者の収入確認の特例の対象とすること。

また、高齢・障害者施設等においては、オンラインも含めて診察や健康観察等を行う医師及び看護師を国が雇い上げ、入院以外でも安心して療養できる仕組みを検討すること。